

## 審査基準

平成17年6月23日作成

法令名：確認事務の委託の手続等に関する規則
根拠条項：第13条第2項
処分概要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法令の定め： 確認事務の委託の手続等に関する規則第13条第3項
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：熊本県警察本部交通指導課（電話096-381-0110）
問合せ先：熊本県警察本部交通指導課（電話096-381-0110）
備考：